

断続的な宿直又は日直勤務許可書

徳島署許可第6号

令和 4 年 2 月 3 日

事業の名称 医療法人徳松会 松永病院

所在地 徳島県徳島市庄町4丁目63-1

代表者職氏名 理事長

松永茂樹 殿

徳島 労働基準監督署長 印



令和 3 年 12 月 28 日 付けをもって申請のあった断続的な宿直又は日直の勤務については、下記の附款を附して 許可 する。

なお、この附款に反した場合には、許可を取り消すことがある。

記

1 1回の勤務に従事する者は次のとおりとする。

宿直 1 人以内

日直 1 人以内

2 1人の従事回数は次の回数をこえないこと。

宿直 週1回

日直 月1回

ただし、令和4年2月3日から令和5年2月2日までの間で、当該事業場における18歳以上の者で宿日直をいうる全ての者に宿日直業務を行わせても尚不足であり、かつ、労働密度も薄い場合は宿直について週2回、日直について月2回まで行うことができるものとする。

3 勤務の開始及び終了の時刻は、それぞれ次のとおりとすること。

宿直 開始 19 時 00 分より前に勤務につかせないこと。

終了 7 時 30 分より後に勤務につかせないこと。

日直 開始 9 時 00 分より前に勤務につかせないこと。

終了 7 時 00 分より後に勤務につかせないこと。

4 1回の宿直の手当額は60,000円以上、1回の日直の手当額は100,000円以上とすること。

なお、この金額については、将来においても、宿直又は日直の勤務につくことの前定されている同種の労働者に対して支払われている賃金の1人1日平均額の3分の1を下回らないようにすること。

5 通常の労働に従事させる等許可した勤務の態様と異なる勤務に従事させないこと。

6 宿直の勤務につかせる場合は、就寝のための設備を設けること。

(備考)

この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

この処分に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

また、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（この場合においても裁決を経る前に直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。）。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。